訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『労務管理3級』(第2版) の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷・ 第2刷	ix	法令名の表記について 「正式名称」上から2 つ目	勤労者財産形成 <u>貯蓄</u> 法	勤労者財産形成促進法
初刷~ 第3刷	76	本文下から9行目	な取扱いが禁止されている(同法24 条・ <u>26</u> 条)。	な取扱いが禁止されている(同法24 条・ <u>25</u> 条)。
初刷・ 第2刷	94	本文上から1行目	② 労働時間の適正な把握のために 使用者 <u>の</u> 講ずべき措置に関するガイ ドライン	② 労働時間の適正な把握のために 使用者 <u>が</u> 講ずべき措置に関するガイ ドライン
初刷・ 第2刷	94	本文上から7~8行目	~ (平29. 1. <u>30</u> 基発0120第 3 号。~	~ (平29. 1. <u>20</u> 基発0120第 3 号。~
初刷	105	図表2-3-1の「1 年単位の変形労働時間 制」の「就業規則の定 め」欄	×	× <u>(注5)</u>
初刷	105	図表2-3-1の「1 週間単位の非定型的変 形労働時間制」の「就 業規則の定め」欄	×	× <u>(注5)</u>
初刷	105	図表2-3-1の注書 きに追加		5) ただし、法89条の定めにより、 就業規則への定めが必要となる。
初刷~ 第3刷	112	図表2-3-7中、1 日の所定労働時間が7 時間45分で、1年366日 の場合の、必要な年間 休日日数	<u>88</u> 日	<u>97</u> 日
初刷・ 第2刷	117	本文下から10行目	~ (同通達)。	~ (昭63. 1. 1 基発 1 号、平11. 3. 31 基発168号)。
初刷	153	図表2-6-4の「⑥ 出来高払等請負賃金」 の「1日当たりの通常 の賃金算出方法」	賃金算定期間の賃金総額 当該算定期間の総労働時間数 × 賃金算定期間の 1日の平均所定労働時間数	賃金算定期間の賃金総額 当該算定期間の総労働時間数 × 賃金算定期間の1日の平均 所定労働時間数
初刷~ 第3刷	179	本文上から1行目	留意しなければならない(通達第3 -9-(6))。	留意しなければならない(通達第3 -9- <u>(7)</u>)。
初刷・ 第2刷	209	本文上から6~7行目	~ 2 の要件を満たせば子が 1 歳 2 ヵ月に達した日の翌日から 1 歳 6 ヵ月に達するまで 2 の休業をすることもできる。	~②の要件を満たせば子が1歳2ヵ月に達した日の翌日から1歳6ヵ月に達するまで②の休業をすることもできる。
初刷~ 第3刷	275	本文上から3行目	統括安全衛生 <u>管理</u> 者の選任が義務づ けられていない~	統括安全衛生 <u>責任</u> 者の選任が義務づ けられていない~
初刷・ 第2刷	277	本文下から7行目	(5) 安全委員会・衛生委員会・ <u>安全</u> 衛生委員	(5) 安全委員会・衛生委員会・ <u>安全</u> 衛生委員会等
初刷・ 第2刷	285	本文上から8行目	~本節③(2)②3) に掲げた~	~本節③(2)①3) に掲げた~
初刷~ 第3刷	351	本文下から11行目	⑤ 業務災害と通勤災害	⑥ 業務災害と通勤災害

※第2版初 刷:平成29年3月7日発行

第 2 刷:平成30年10月11日発行 第 3 刷:令和 2 年 4 月22日発行